

議案第6号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票の写しの交付（住民票の写しの広域交付を含む。）	1通につき	300円	
通知カードの再交付	1通につき	500円	

」を

「

住民票の写しの交付（住民票の写しの広域交付を含む。）	1通につき	300円	
----------------------------	-------	------	--

」に

改める。

別表第2第20項第2号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例中別表第2第20項第2号の改正規定は令和2年4月1日から、別表第1の

改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる
規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改
正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再
交付に係る手数料を廃止するため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令等
の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料を徴収す
るため、本案を提出する。